

# 道路自費工事における街路樹撤去 (伐採・補植)の検討・手順

## 建築計画等の慎重な検討

- ・青葉区には街路樹に愛着をもっている区民の皆さんも多く、まずは**街路樹の撤去を伴わない建築計画の検討**をお願いしています。
- ・安易に街路樹の撤去を計画したり、地域の皆さんへの周知や調整が不十分であったため、**周辺の皆さんとトラブルに発展し、建築計画を根本から見直したり、着工が遅れてしまう事例が数多く発生**しています。
- ・やむを得ず撤去せざるを得ない場合は、地域の皆さんへの周知や調整を十分に行い、**当該樹木を伐採後、他の植樹ますに新植(補植:幹周21cm以上の苗木)すること**が自費工事の承認条件となります。

## 街路樹撤去までの流れ

### (自費工事申請前)

土木事務所への事前相談

- ・街路樹の撤去が承認される計画であるか、事前に相談してください。

↓  
自治会長への説明

- ・当該エリアの自治会長へ街路樹撤去の必要性について直接説明。

↓  
お知らせ(検討)の掲示

- ・「**街路樹撤去を検討しています**」のお知らせを街路樹の幹に、1～2週間掲示し、近隣住民の方へ周知する。掲示期間中に住民の方からご意見があった場合は、申請人・工事人が調整を行う。

### (自費工事申請後)

自費工事申請

お知らせ(撤去)の掲示

- ・近隣住民との調整が済み次第、街路樹撤去の自費工事申請を行う。併せて、撤去樹木に「**街路樹撤去のお知らせ**」を掲示してください。
- ・街路樹撤去について、近隣住民の方へちらし配布を行う。
- ・**土木事務所による自費工事の承認後も、近隣住民の方との調整は申請人・工事人が誠意を持って、行わなければいけません。**

↓  
撤去・補植の施工

- ・補植先は既存の植樹ますがあっても、既存街路樹との間隔が狭い箇所や交差点、バス停、照明灯などの付近は植樹できません。土木事務所に確認してください。**樹種は路線ごとに決まっています。**

↓  
完了報告書の提出

- ・切り下げ工事等の全ての自費工事の完了後、完了届(写真)を提出してください。
- ・「**街路樹補植完了報告書**」(位置図とも)を提出してください。

## 地域の皆さんへの周知内容・方法

### 【周知方法】

- ・自治会長への説明
- ・「街路樹撤去を検討しています」のお知らせの掲示（道路自費工事申請前）
- ・「街路樹撤去のお知らせ」の掲示（道路自費工事承認後）
- ・街路樹撤去について近隣住民の方へちらし配布

### 【お知らせ内容】

- ・撤去理由
- ・撤去時期
- ・連絡先など

## 補植樹木の形状規格（植栽時）

- ・高木：幹周21cm（地際から1.2mの高さの位置）  
樹高が標準4.0m  
樹幹が直幹のもの
- ・中低木：樹高が0.3m以上（中木は1.5m程度）  
歩道植樹帯の場合は植栽時に樹高が0.6m以下  
植栽時に葉張りが0.3～0.8m

## その他の規格、基準

- ・植穴：道路植栽植穴寸法図（公園緑地施設標準図集）
  - ・支柱：道路植栽鳥居支柱 幹周0.09m以上0.3m未満 補植用（公園緑地施設標準図集）
- なお、**添木は設置しないでください。**

## 補植先について

- ・自治会等、地域の皆さんの要望箇所
- ・撤去箇所の近隣の空きます（申請人・工事人が探してください。）
- ・土木事務所が紹介する箇所（青葉区全域）

（※ただし、横浜市道の植樹ますで、補植箇所に面する居住者の了承を得ること。また、ほとんどの場合、**補植先の植樹ます内の抜根が必要。**）

## 補植出来ない場所

既存の植樹ますであっても、**下記の箇所は補植出来ません。**

- ・交差点の曲線部、隅切りの起終点から10m以内の箇所。
- ・既存街路樹と補植樹木の間隔が10m以下の箇所。
- ・信号機、道路標識、街路灯、高架橋、歩道橋から5m（最低3m）以内の箇所。
- ・バス停留所の標柱から車両進行方向に向かって手前へ10m以内の箇所、及び乗客の乗降に支障となる箇所。

## その他

- ・補植した樹木が**1年以内**（完成検査から）に**枯れた場合**は、申請者負担で**植替え**をしていただきます。
- ・自費工事の完了届に、補植前・中・後及び幹周検測の写真を添付してください。
- ・「**街路樹補植完了報告書**」（位置図とも）を提出してください。